⑵ア　しかしながら，平成23年大法廷判決が，旧区画審設置法３条２項に定められた定数配分方式の不合理性を指摘したのは，それが都道府県間の投票価値の不平等を殊更に創出し，その結果として，選挙区間における２倍を優に超える投票価値の較差を生じさせる主要な原因になっていたことによるものである。

そこで，平成24年改正法による各都道府県に対する定数配分を見ると，人口が最も少ない鳥取県（定数２）よりも議員１人当たりの人口が少ない５県の選挙区数を３から２に減少させるにとどまり，他の42都道府県においては，旧区画審設置法３条２項による定数配分が維持されているのは多数意見の指摘するとおりである。しかし，平成22年国勢調査を基に，人口最少の鳥取県（定数２）と人口最大の東京都（定数25）との議員１人当たりの人口を計算すると，その較差は1.788倍であり，これを本件選挙時における選挙人数最少選挙区の属する宮城県（定数６）と同最大選挙区の属する東京都との間で比較すると1.345倍である。また，本件選挙時における鳥取県と東京都との議員１人当たりの選挙人数で比較しても，その較差は1.820倍であり，これを宮城県と東京都の間で比較すると1.367倍であって，都道府県間の定数較差は，いずれも２倍を相当程度下回っている。念のため，多数意見が，本件選挙当日において東京都第１区の選挙人数が２倍以上となっていたとして指摘する12選挙区の属する10県のうち，上述した鳥取，宮城の両県を除く８県（福島，長崎，鹿児島，三重，青森，長野，栃木及び香川の各県）についてみても，平成22年国勢調査による人口比較で1.223倍（長野県）ないし1.586倍（香川県），本件選挙時における選挙人数比較で1.248倍（長野県）ないし1.588倍（香川県）である。

したがって，少なくとも本件選挙区割りに関しては，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないからといって，そのことが多数意見のいうような選挙人比最大較差が２倍を超えた主な要因ということはできないもので，そのこと自体が国会による立法裁量権の行使として憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということはできない。

イ　次に，本件選挙当日における選挙人比最大較差が最少の宮城県第５区と最大の東京都第１区との間で，2.129倍であったことが問題となる。

しかしながら，宮城県第５区は，平成22年（10月１日現在）の国勢調査から本件選挙（平成26年12月14日）までの間に東日本大震災があり，大津波による被害が甚大であった石巻市，東松島市等を含む選挙区であるため，これによる大きな人口減少があったことが明らかである。また，次に選挙人数が少ない福島県第４区についても，同選挙区内の会津若松市等が同大震災の影響を受け，農業，観光産業等の不振等による予想外の人口減があった蓋然性を否定することはできない。したがって，これらの特別の事情のあったと見られる選挙区を基準として選挙人比最大較差を算出するのは相当でないというべきである。むしろ，本件選挙時における同較差を算出する基準とすべき選挙区としては，平成24年改正の際に人口最少県であった鳥取県に着目すべきであり，平成25年改正法において同県の二つの選挙区の人口の平準化を図り，その人口の少ない方の選挙区を基準として，17都県42選挙区について選挙区間の人口較差を２倍未満とするための本件選挙区割りが改定された経緯にも照らし，本件選挙時において，上記の特別の事情がなく最少選挙区から３番目に選挙人数が少ない鳥取県第１区を基準として，選挙人最大選挙区の東京都第１区とを比較するのが最も妥当な方法であると考えられる。

そこで，鳥取県第１区と東京都第１区との間で比較すると，本件選挙時における選挙人比最大較差は，2.067倍であり，２倍を僅かに超える較差にとどまっている。また，同較差が２倍を上回るのは５選挙区だけである。

もともと，国勢調査の結果に基づく新たな選挙区割りは，区画審の調査審議，勧告を受けて，改定法案が国会に提出され，国会での審議を経て法律として成立し，公布，施行されることが必要であり，それまでには相当の時間を要する上，その後，次回の選挙区割りの改定までにかなりの時間的間隔があり，こうした経過の中で選挙区間の人口の較差が２倍を僅かに超えることは，選挙区割りの継続性，安定性の要請から法が許容するところであり，憲法の要求する投票価値の平等の要求に反するものであるとまではいえない。

そうすると，本件区割規定の基礎となった平成22年国勢調査の調査時から４年２か月余りが経過した本件選挙時において，選挙人比最大較差は，鳥取県第１区を基準とすれば2.067倍と２倍を僅かに超える程度にとどまっていたもので，前記２⑴及び⑵の緊急是正策として，国会の合理的な立法裁量の範囲内における現実的な選択として定められた本件選挙区割りについて，その較差が立法裁量の合理性を失わせる程度に至っていたと解することはできない。

４　以上に述べたところによれば，国会が具体的な選挙区割りを定めるに当たって考慮することが許される諸事情のほか，本件区割規定が次期総選挙を違憲状態のまま行うことのないよう緊急に人口比最大較差を２倍未満に是正するための特例として，都道府県別定数を０増５減するにとどめ，これに基づき必要最小限の選挙区割りのみを見直したことは，国会の合理的な立法裁量の現実的な行使として許容されるものであり，少なくとも本件選挙時においては，いまだその立法裁量の合理性は失われていなかったこと，上記０増５減の対象となった５県を除く都道府県について定数の見直しや再配分がなされなかったことが，本件選挙時における選挙人比最大較差が拡大し，２倍を僅かに超えたことの主な要因であるとはいえないこと等の事情を総合的に考慮すると，本件区割規定は，国会に与えられた裁量権の行使の合理的な範囲内にあるというべきであって，本件選挙当時，本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできない。

５　私たちも，多数意見が，衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ，新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると述べていることには賛同する。

加えて，選挙区間の投票価値の最大較差が拡大する要因としては，区画審が定めた「区割りの改正案の作成方針」（平成13年９月）において，都道府県内の区割り基準について，「各選挙区の人口は，当該都道府県の議員１人当たり人口の２／３から４／３までとする」との原則や「市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は分割しない」との原則が定められていたことによるところが大きいといえる。実際には，後者についてかなりの例外を認めてきているとはいえ，いまだ同一都道府県内での選挙区間人口の平準化を妨げ，較差を生ぜしめる主な要因になっていることは明らかであり，地方自治体の議会の議員の選挙とは異なり，全国民を代表すべき国会議員を選出するための選挙区割りであることを踏まえると，区画審においては，こうした基準を見直し，憲法の投票価値の平等の要求をより一層実現するよう希望しておきたい。

裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとされた旧選挙区割りは本件選挙区割りによっても違憲状態が解消されたことにはならず，したがって憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったもので，本件選挙区割りは憲法の規定に違反すると考えるものであり，また本件では事情判決の法理を適用すべき事情はなく，本件選挙区割りに基づいてなされた本件選挙は本判決確定後６か月経過の後に無効とするのが相当であると考える。

１　いわゆる合理的期間の法理に関する私の理解は，平成25年大法廷判決における私の反対意見１項に述べたとおりであり，これを引用する。

２　国会は，遅くとも平成23年大法廷判決の言渡しによって旧選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると認識し得たのであり，合理的期間の始期は遅くても言渡しがされた平成23年３月23日ということになる。

ところで，平成25年大法廷判決は，本件選挙区割りについて，「上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており，平成22年国勢調査の結果を基に１人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず，そのため，今後の人口変動により再び較差が２倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど，１人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」と判示した。そして，同判決が想定したように，本件選挙当時における選挙区間の投票価値の最大較差は2.129倍となっており，憲法の平等価値の原則に反する状態になっていることは多数意見の指摘するとおりであるから，平成23年大法廷判決が指摘した違憲状態は，現在でもいまだ解消されていないことになる。